○田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付要綱

（平成25年3月18日告示第30号）

改正　令和6年3月21日告示第38号

（趣旨）

第1条　この要綱は、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、村民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及並びに自給率の向上を図るため、住宅用再生エネルギー等利用設備（以下「再生エネルギー利用設備」という。）を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、田野畑村補助金交付規則（昭和37年田野畑村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備基準）

第2条　補助金の交付対象再生エネルギー利用設備基準は、次の設備の各項目を満たすものとする。

(1)　太陽光発電

ア　住宅の屋根等へ設置する太陽光発電によるものであること。

イ　太陽電池の最大出力の合計値（キロワットを単位とし、小数点第3位を切り捨て。以下同じ。）が10キロワット未満であること。

ウ　価格が、1キロワットあたり60万円以下（税別）であること。

(2)　太陽熱利用設備

ア　住宅用の太陽熱を利用した給湯、暖房等に使用するものであること。

(3)　木質バイオマス熱利用設備

ア　木質ペレット、チップ又は薪を燃料に使用するものであること。

イ　木質ペレットストーブ、2次燃焼以上の燃焼方式の設備であること。

2　前項の対象設備は、未使用品で、岩手県内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者等と工事請負契約等を締結する利用設備であること。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付対象は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、村税並びに村に納付するべき公共料金その他債務を滞納している者及び過去に本補助金の交付を受けた者は、その対象とならない。

(1)　自らが居住し又は居住しようとする村内の戸建て住宅に再生エネルギー利用設備を設置する者

(2)　自らが居住する目的で、再生エネルギー利用設備が設置された村内の建売住宅を購入する者

(3)　太陽光発電にあっては、自ら電力会社と低圧太陽光発電設備系統余剰電力売電契約を結ぶ者

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、次のとおりとする。

(1)　太陽光発電は、太陽電池の最大出力の合計値に5万円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。
(2)　太陽熱利用設備は、設置費用の3分の1以内とし、5万円を限度とする。
(3)　木質バイオマス熱利用設備は、設置費用の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

2　前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。
(1)　再生エネルギー利用設備を設置しようとする住宅の位置図
(2)　再生エネルギー利用設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
(3)　再生エネルギー利用設備を構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し
(4)　その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条　村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めるときは再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付すべきでないと認めるときは再生可能エネルギー等導入促進費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条　前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請した内容を変更する場合又は再生エネルギー利用設備設置を中止しようとするときは、速やかに再生可能エネルギー等導入促進費補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条　補助事業者は、再生エネルギー利用設備完了日又は再生エネルギー利用設備の設置された建売住宅の引渡しが完了した日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに再生可能エネルギー等導入促進費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。
(1)　再生エネルギー利用設備の設置状況
(2)　再生エネルギー利用設備の設置に要した経費に係る領収書の写し
(3)　電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し

(4)　その他村長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条　村長は、前条の規定する実績報告書の提出があったときは、補助金交付額を確定し、再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条　前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付請求書(様式第7条)による請求をしなければならない。

2　村長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

(補助金交付の制限)

第11条　既にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けている者に対しては、補助金を交付しない。

(処分の制限)

第12条　補助事業者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ再生可能エネルギー等導入促進費補助金に係るシステムの財産処分承認申請書(様式第8号)により処分の申請を行い、村長の承認を得なければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条　村長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱の規定に違反したとき。

(3)　前条に規定する村長の承認を受けずに当該再生エネルギー利用設備を処分したとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、補助事業者が補助金を再生エネルギー利用設備以外の用途に使用した場合など、村長が相当の理由があると認めたとき。

2　前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(協力)

第14条　村長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量等のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(補則)

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(令和6年3月21日告示第38号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

［別紙参照］

様式第2号(第6条関係)

［別紙参照］

様式第3号(第6条関係)

［別紙参照］

様式第4号(第7条関係)

［別紙参照］

様式第5号(第8条関係)

［別紙参照］

様式第6号(第9条関係)

［別紙参照］

様式第7号(第10条関係)

［別紙参照］

様式第8号(第12条関係)

［別紙参照］